

令和6年度 宮崎県感染症対策連携協議会（第1回） 議事概要

日時：令和6年8月6日（火）18：00～19：30

場所：防災庁舎4階 43・44号室

○県予防計画に基づく今年度の取組について

（会員）

令和5年人口動態統計の新型コロナ死亡率において、宮崎県が全国ワースト1位であった。新型コロナの感染が減少し、全国で死亡者数が落ち着いた時期にも、宮崎県では死亡者が増え続けたこともあった。これらを踏まえると、感染症対策を推進する上で、全国一律の対策に加え、宮崎県独自の対策も講じる必要があるのではないか。今年度の取組の中で、宮崎県独自の取組はあるのか。

（事務局）

本県独自の取組として、新興感染症医療コーディネーター制度が挙げられる。新型コロナ対応時の経験を生かし、有事の際に医療機関との交渉・入院調整を円滑に行うため、保健所と一緒に統括DMA T等のコーディネーターの確保に取り組んできたところである。今後は県主催の研修会等を通して、平時から密接な関係を構築し、有事に備えてまいりたい。

（会員）

令和5年人口動態統計の新型コロナ死亡率について、県において分析等は行ったのか。

（事務局）

令和5年の1月、2月も含まれる新型コロナ感染拡大の第8波では爆発的な感染拡大に直面し、重症化リスクの高い高齢者の感染も多く、高齢者施設でのクラスターも激増した。こうした状況が、死亡者数の増加に繋がった一因ではないかと考えている。県としては、こうした新型コロナ対応時の状況を踏まえ、今年度より各保健所が主体となって高齢者施設向けの感染対策研修会等を行い、感染症対応人材の育成を図っていくこととしている。

（会員）

現在の「KP. 3」など、新型コロナの新たな変異株が流行する過程では、まず行動が活発な若い年代が罹患し、続いてその家族、子どもに感染が拡がり、そこから学校等を通してさらに感染が拡大していく。こうした2段階の感染の拡がりへの対応が必要であり、特に、子ども間での感染拡大を防ぐためには、協議会の一員に学校関係者を加える等し、感染対策等の情報共有を行うことが重要である。

(事務局)

教育委員会に対しては協議会の内容など必要な情報を適宜共有しているが、引き続き連携を密にしながら、しっかりと情報共有を図ってまいりたい。

(会員)

発熱外来に係る医療措置協定締結件数について、目標と実績との間に開きがあるが、県は目標達成に向けてどのような取組を行うのか。

(事務局)

県としては、計画終期の令和11年度まで待たずに、なるべく早い段階で目標を達成したいと考えている。まずは国が協定締結作業の一旦の目途としている本年9月末までの結果を踏まえ、協定締結医療機関に対する設備整備支援等を活用しながら、保健所と一体となって協定締結医療機関の拡充を図っていく。

#### ○市予防計画に基づく今年度の取組について

(会員)

県の取組とも共通するが、感染症対策の土台ともいえるマスク着用や手洗いなどの基本的な感染対策の啓発等を行うことが重要と考える。

(宮崎市)

基本的な感染対策の重要性は認識しており、市民への啓発等も行っているところであるが、市民に基本的な感染対策への理解をより深めてもらえるような効果的な方法を考えていきたい。

#### ○県新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定について

(会員)

感染症はヒト対ヒトによる感染経路だけではないため、ワンヘルスアプローチの視点も計画に盛り込む必要があるのではないか。

(事務局)

ワンヘルスアプローチの観点は大変重要であると認識している。政府行動計画も踏まえながら検討を進めてまいりたい。

(会員)

資料3の4ページ「④情報提供・共有、リスクコミュニケーション」について、有事では取組が強化されると考えるため、平時と有事それぞれの方向性を示した方が良いのではないか。

(事務局)

平時から有事まで継続して取組を進めるという考え方の下、資料中の記載内容となったが、いただいた御意見も踏まえながら検討を進めてまいりたい。

(会員)

治療薬について、通常は宮崎県への供給量が少ないと感じるが、大規模な感染症危機発生時には宮崎県に優先的に供給してもらえることは可能なのか。

(事務局)

有事の際には、国に要請を行い、卸売事業者を通じて国が備蓄する治療薬を本県に供給してもらうことは可能となっている。

(会員)

資料3の2ページ「1 基本的な考え方」について、「特定の感染症のみを前提とするのではなく」とあるが、「新型インフルエンザ等の特性を踏まえ」とも記載されており、新興感染症対策なのか、新型インフルエンザ対策なのか分かりづらく、文言に工夫が必要ではないか。また、有事のシナリオの3つの期間設定について、予防計画における「流行初期」「流行初期以降」の期間設定と整合性を取る必要があるのではないか。

(事務局)

文言については、できるだけ分かりやすい内容となるよう努めたい。期間設定については、国の方針に基づき、行動計画における一部対策の「対応期」をさらに細分化し「流行初期」「流行初期以降」を設けて両期間中の取組を示したいと考えており、予防計画との整合性を図ってまいりたい。

## ○その他

(会員)

災害支援ナースについて、医療法等の改正に伴い、感染症対応にも取り組むこととなっており、必要に応じ、事業所管課の医療政策課と薬務感染症対策課の連携、県看護協会への協力をお願いしたい。